## 公益財団法人　日本教育公務員弘済会　長野支部

# 出産祝金交付規程

#### （目的）

第１条　この規程は、公益財団法人日本教育公務員弘済会福祉事業規定第３条２項（１）の規定に基づく、出産祝金の交付に関し必要な事項を定める。

#### （出産祝金の交付対象者）

第２条　出産祝金の交付を受けることのできるものは、出産日現在月掛金3,000円以上の教弘保険又はユース教弘10口以上加入の長野県内の教弘会員であること。

#### （出産祝金の交付額）

第３条　出産祝金の交付額は、誕生した子ども１名につき10,000円とする。

#### （出産祝金交付の申請）

第４条　交付希望者は、出産日から２年以内に、出産祝金交付申請書に所属長の証明を受けるか、次のいずれかの書類を添付して申請する。

（所属長の証明を受けない場合の添付書類）

出生届（写）、住民票写、健康保険証の写し、母子手帳（写）のうちの一つ

#### （補足）

第５条　この規程に定めるもののほか、出産祝金交付に関し、必要な事項は支部長が定める。